

建設工事入札参加資格審査申請要領

(市内工事業者用・令和8年4月1日～令和9年3月31日適用)

秋田市および秋田市上下水道局が発注する建設工事の入札に参加しようとする方は、下記の手順を一読し、必要書類を提出してください。

記

1 受付対象業者

- (1) 新規業者 令和7年度以降に登録したことがない者
- (2) 更新業者 令和7年度以降に登録したことがある者のうち次の者
 - ア 新しい経営事項審査の取得により、登録を更新する者
 - イ 技術者数等の要件を満たしたことにより工種を追加する者
 - ウ 本要領2ページに記載の、主観的事項における加対象審査項目に変更がある者

2 受付期間

令和8年度内随時

受付時間 午前8:30～12:00 午後1:00～5:00

(ただし、土曜日、日曜日、祝日および市の休日を除く。)

毎月1日～10日の申請分→申請月に審査をし、翌月1日から名簿登載
※10日が休日等に当たるときは、直前の開庁日までの申請分
毎月11日～末日の申請分→申請月の翌月に審査をし、翌々月1日から名簿登載

3 提出先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階

秋田市役所総務部 契約課 工事契約担当

電話 018-888-5438

4 提出部数

1部

5 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送分は、契約課に到着した日をもって申請がなされたものとします。

なお、申請書類に不足等がある場合は、追加書類の提出日を申請日とします。

また、郵便料金に不足等がある場合は書類の受取りはできませんのでご注意ください。

6 審査基準日

事業年度の終了日(決算日)

7 有効期間

名簿に登載された日から経営事項審査の有効期限(審査基準日から1年7か月)まで

8 申請できない者

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を取得していない者
 - (2) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
 - (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査で、申請する工種の総合評定値の通知を受けていない者
 - (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
 - (5) 小規模修繕契約登録を行っている者
- ※ 申請を行う者が秋田市小規模修繕契約希望者として登録しているときは、小規模修繕契約希望者の取り下げを申し出てください。

9 審査項目

入札参加資格審査は、次に掲げる事項について行います。

- (1) 客観的事項（経営事項審査の審査項目）
 - ア 経営規模
 - イ 経営状況
 - ウ 技術力
 - エ その他の審査項目（社会性等）
- (2) 主観的事項
 - ア 有資格技術者数
 - イ 経営事項審査の審査対象事業年度における完成工事高又は平均完成工事高等
 - ウ 納税状況
 - エ 社会保険料納付状況
 - オ 加点対象審査項目
 - (ア) 品質マネジメントシステム（ISO9001）認証取得状況
 - (イ) 環境マネジメントシステム（ISO14001）認証、
環境マネジメントシステム（エコアクション21）認証
又は あきた環境優良事業所認定制度（ステップ2）認定の取得状況
→※上記の項目については、NPO法人環境あきた県民フォーラムのホームページ等でご確認ください。<http://www.eco-akita.org/>
 - (ウ) 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）認証又は
建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS:コスモス）認証の取得状況
 - (エ) 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録状況
 - (オ) 災害時対応に係る社会的貢献の活動実績
又は 災害発生時の復旧活動に関する協定締結状況
 - (カ) 秋田市消防団協力事業所の認定状況
 - (キ) 障がい者の雇用状況
 - (ク) 秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業における加点対象者認定状況
 - (ケ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく企業認定状況
 - (コ) 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況
又は 保護観察対象者等の雇用状況
 - (ク) 秋田市エイジフレンドリーパートナーとしての登録状況

10 審査基準

別表 1（10～11ページ）のとおりとします。

11 秋田市資格審査の対象工種

次に掲げる 20 工種について審査し、入札参加資格があると認められたものについて登録を行います。

	申請工種	建設業の許可
1	一般土木工事	土木工事業 とび・土工工事業（吹付工事を除く）
2	建築一式工事	建築工事業
3	吹付工事	とび・土工工事業（吹付工事）
4	電気工事	電気工事業
5	管工事	管工事業
6	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
7	舗装工事	舗装工事業
8	一般塗装工事	塗装工事業（路面表示工事以外）
9	路面表示工事	塗装工事業（路面表示工事）
10	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
11	電気通信工事	電気通信工事業
12	造園工事	造園工事業
13	さく井工事	さく井工事業
14	水道施設工事	水道施設工事業
15	防水工事	防水工事業
16	内装仕上工事	内装仕上工事業
17	建具工事	建具工事業
18	清掃施設工事	清掃施設工事業
19	解体工事	解体工事業
20	管渠更生工事	土木工事業

12 技術者保有条件

別表 2（12ページ）のとおりとします。

13 提出書類

新規業者…令和6年度以降に登録したことがない者

更新業者…令和6年度以降に登録したことがある者のうち次の者

- ・新しい経営事項審査の取得により、登録を更新する者 ⇒ **更新ア-1**
- ・新しい経営事項審査の取得により、登録を更新する者で、決算期の変更、会社の合併（分割）、経営事項審査の再審査等により、先の更新から6か月を超えないうちに更新の申請をする業者 ⇒ **更新ア-2**
(表中▲で表示された書類は、先の申請内容に変更がある場合に提出してください。)
- ・技術者数等の要件を満たしたことにより工種を追加する者 ⇒ **更新イ**
- ・本要領2ページに記載の、主観的事項における加点対象審査項目に変更がある者 ⇒ **更新ウ**

提出書類の要・不要は、下表の取扱いのとおりとします。

提出書類	区分	新規業者	更新ア（経審）		更新イ（工種）	更新ウ（主観点変更）
			ア-1	ア-2		
ファイル（色）		水色	—	—	—	—
(1) 建設工事入札参加資格審査申請書		○	○	○	○	○
(2) 主観的事項加点対象関係書類 該当者のみ		○	○	▲	—	○
(3) 工事経歴書 又は 完成工事の内訳明細書		○	○ (1年分)*	▲ (1年分)	○	—
(4) ア 技術職員名簿（秋田市独自様式） イ 市必須技術職員名簿		○	○	○	○	—
ウ 技術職員以外の職員の名簿		○	○	○	—	—
(5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）		○	○	○	—	—
(6) 謄本等		○	○	▲	—	—
(7) 納税証明書		○	○	▲	—	—
(8) 社会保険料納入確認書		○	○	▲	—	—
(9) 誓約書		○	○	○	○	○
(10) 解体工事関係書類 該当者のみ		○	○	▲	○	—
(11) 管渠更生工事関係書類 申請者のみ		○	○	▲	○	—
(12) 返信用封筒 郵送による申請者のみ		○	○	○	○	○

* 登録期間内に次期の更新をせず一度削除された場合、申請は更新業者と同じ扱いになりますが、工事経歴書又は完成工事の内訳明細書は2年分提出してください。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式1-1）（以下「申請書」という。）
- (2) 主観的事項加点对象関係書類（様式1-2）
本要領10～11ページに記載の審査基準にある、主観的事項の加点对象審査項目を申請する場合は、本要領14ページを参考に、書類を提出してください。
※「災害時対応に係る社会的貢献の活動実績状況」は、様式2を添付
- (3) 工事経歴書又は完成工事の内訳明細書
経営事項審査の際、秋田県に提出したものの写し。
新規および更新イの業者は2年分、更新アの業者は1年分を提出してください。
- (4) ア 技術職員名簿（秋田市独自様式（様式3-1））
申請日現在の有資格技術者の氏名、資格等を反映したもの
イ 市必須技術職員名簿（様式3-2）
対象となる工種のみ作成し、資格の写しを添付してください。

対象工種	資 格	人 数
舗装	舗装施工管理技術者	2人以上
路面表示	路面標示施工技能士	2人以上
水道施設	配水管技能者	1人以上
防水	防水施工技能士	1人以上
解体	解体工事施工技士 1級・2級土木施工管理技士(土木) 1級・2級建築施工管理技士(建築・躯体)	1人以上 ※
管渠更生	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (=第二種酸素欠乏危険作業主任者)	1人以上

※ 1級・2級土木施工管理技士（土木）、1級・2級建築施工管理技士（建築・躯体）のうち、平成27年度までに実施された技術検定の合格者は登録解体工事講習修了証の写し又は1年以上の実務経験を証明する書類、平成28年度以降実施の技術検定の合格者は技術検定合格証明書の写し

- ウ その他職員の名簿（申請日現在）（様式4）
申請日現在の技術職員以外の職員数を記載したもの
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）
審査基準日から1年7か月を経過していないものに限ります。
- (6) 謄本等（写し可）
ア 法人 登記事項証明書（申請日前3か月以内のもの）
イ 個人 身分証明書（申請日前3か月以内のもの）
- (7) 納税証明書等（写し可）
ア 消費税の納税証明書（「その3 未納税額のない証明用（その3の3でも可）」）
直近の事業年度のものを提出してください。
国税の納税証明書の請求・受取はe-Taxを使った電子申請が可能です。電子申請を利用しない場合は税務署で発行してもらってください。
- イ 秋田市に納めた法人市民税の納税証明書
直近の事業年度のものを提出してください。
個人営業の方は、個人市県民税の納税証明書（申請日において納期限が到来した直近4期分）を提出してください。

ウ 秋田市に納めた固定資産税の納税証明書

申請日において納期限が到来した直近4期分を提出してください。

固定資産税の課税額が0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産がない証明書」の最新年度分を提出してください。

【直近4期分の考え方】



※納税証明書は、納付状況が反映されるまでに日数を要するためご注意ください。

エ 秋田市に納めた特別徴収分個人市県民税の領収証書等

登録業者が特別徴収義務者になっている場合、申請日において納付期限が到来している分で直近3か月分を提出してください。

従業員が個々に納めている場合は「宣誓書（様式5）」を提出してください。

※ 特別徴収分個人市県民税の納税証明書は発行されません。

(8) 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（写し可）

申請日が属する月の、前々月末（休日等に当たるときは翌営業日）を納期限とする分までの12か月分の証明書を提出してください。

ア 健康保険料

年金事務所又は加入している健康保険組合等から、保険料納入証明（確認）書を発行してもらってください。

イ 厚生年金保険料

年金事務所から、社会保険料納入証明（確認）書を発行してもらってください。

※ 年金事務所で適用除外を受けている場合でも、加入している健康保険組合等から保険料納入確認書を発行してもらってください。

※ 従業員が5人未満で厚生年金保険の適用を受けていない個人事業所は、事業主の国民健康保険および国民年金の納付が確認できる書類を提出してください。

(9) 誓約書（様式6）

(10) 解体工事業関係書類

経営事項審査の平均完成工事高又は審査対象事業年度の完成工事高が500万円未満の場合

ア 審査対象事業年度の施工実績が500万円以上あることが分かる解体工事の実績の契約書等の写し

イ (3)のうち、解体工事に該当する実績だけを別葉にしたもの

(11) 管渠更生工事関係書類（申請者のみ）

ア 必要機材（高圧洗浄車・管渠調査用TVカメラ搭載車）の所有を証明する書類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（＝第2種酸素欠乏危険作業主任者）の資格等についての証明書類

ウ (3)のうち、管渠更生工事に該当する実績だけを別葉にしたもの

- エ ウで記載した実績の契約書等（500万円以上の施工実績）の写し
- (12) 返信用封筒および切手（郵送で申請を行う場合）
 郵送申請に対しては、申請書に収受印を押印したものの写しを名簿登載日に返送しますので、郵便物料金分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

14 記載要領（13～18ページの記入例を参照）

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式1-1）

ア 許可番号
 許可区分に応じ、

国土交通大臣
秋田県知事

、

般
特

のいずれかを二重線で消してください。

イ 業者番号

新規業者 ⇒ 記入しないでください。

更新業者 ⇒ 令和6年2月中に送付された「新電子入札システムへの更新に伴うログイン情報について（お知らせ）」又は電子入札システムの「登録者情報」画面に記載されている業者番号を記入してください。

なお、業者番号が不明の場合は空欄にしてください。

ウ 業者名、代表者名、肩書名、住所

「代表者名」の欄は、姓と名の間を1文字分のスペースを空けて、左詰めで記入してください。また、フリガナも併せて記入してください。

エ 郵便番号、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス

正確に記入してください。

オ 申請工種

(ア) 入札参加資格の審査を申し出る工種について、申請欄に○をしてください。

なお、許可を取得していない工種および経営事項審査を受けていない工種については申請できません。

(イ) 審査を申し出る工種について、経営事項審査の総合評定値（P）を記入してください。

一般土木工事については、「土木工事」と「とび・土工工事」で該当するものを記入してください。

(ウ) 審査を申し出る工種について、経営事項審査の平均完成工事高を記入してください。**ただし、平均完成工事高が500万円未満であっても、審査対象事業年度の完成工事高が500万円以上となる場合は、審査対象事業年度分の工事経歴書（工種ごと）の合計請負代金額を記入してください。**

(エ) 技術職員数

申請する工種ごとに、経営事項審査で認定された資格の所有者数を記入してください。

経営事項審査後に技術職員に増減があるときは、申請日現在の資格者数を記入したうえで、以下の(4)アと一致することを確認してください。

「市必須」は秋田市で定めた技術者要件です。12ページの「技術者保有要件」に従って有資格者数を記入してください。

カ 取引金融機関（振込口座）欄（現金で契約保証金を納付する者のみ）

秋田市および秋田市上下水道局からの支払等に使用する金融機関を記入してください。

※契約の保証を完成保証人、金融機関の保証等にする場合は記入が不要になります。
 なお、記入した場合は取引金融機関（振込口座）欄の変更があった場合に変更届の提出が必要になります。

キ 審査基準日

経営事項審査の審査基準日を記入してください。

ク 有効期間満了日

経営事項審査の審査基準日より1年7か月後の前日を記入してください。

ケ 担当者

申請書を作成した者の氏名および連絡先を必ず記入してください。

(2) 主観点算出基準審査項目（様式1-2）

主観点算出基準審査項目の取得に関する事項を記入してください。

「災害時対応に係る社会的貢献の活動実績状況」を申請する場合は、様式2を併せて添付してください。

(3) 工事経歴書又は完成工事の内訳明細書

経営事項審査の際に秋田県に提出したものの写しを使用してください。

(4) 名簿

ア 技術職員名簿（秋田市独自様式（様式3-1））

イ 市必須技術職員名簿（様式3-2）

※ 対象となる工種のみ作成してください。

ウ その他職員の名簿（様式4）

※ 申請日現在の所属者が反映されたものを提出してください。

15 提出書類のファイリング方法

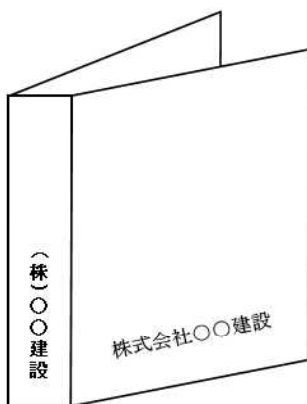
新規業者は、13の(1)～(11)までを番号順にA4縦のファイルに綴じて提出してください。

更新業者は、ファイルは不要ですので、書類一式をクリップ留めにして提出してください。

(1) ファイルの色は水色を使用してください。

(2) ファイルの表紙および背表紙に、必ず商号・名称を記入してください。

【記入例】



※ ファイルについては『グリーン購入法適合』の仕様を推奨します。

16 申請書記載事項の変更届

申請後、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに変更届を提出してく

ださい。

- (1) 商号又は名称、住所および郵便番号
- (2) 電話番号、FAX番号およびe-mailアドレス
- (3) 代表者の氏名
- (4) 技術職員名簿等の内容
- (5) 取引金融機関（現金で契約保証金を納付する者のみ）
- (6) その他申請内容に係る変更事項

なお、変更届の様式および添付書類については、秋田市ホームページをご覧ください。

○変更届（ページ番号 1002076）

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1002187/1002076.html>

17 秋田市電子入札システム業者番号等のログイン情報について

新規業者は、名簿登載日に、電子入札システムに参加するための業者番号等を申請書に記載のあったメールアドレスへ通知します。メールアドレスを記載の際は、お間違えのないようご注意ください。

18 電子入札システムについて

令和6年4月から「電子入札コアシステム」を基盤とした新システムへと変更していきます。新電子入札システムおよびICカードの購入については、秋田市ホームページをご覧ください。

○ 電子入札システムへの入り口（ページ番号 1010194）

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/e-bidding/1010194.html>

審査基準

(別表1)

客観的事項	経営規模	経営事項審査の審査項目	
	経営状況		
	技術力		
	その他の審査項目		
主観的事項	経営事項審査の審査対象事業年度完成工事高又は平均完成工事高	いずれも 500万円 未満の場合は登録しない (一般土木については「土木」と「とび・土工・コンクリート」を合算して満たしている者は可とする)	
	解体工事	左記および上記のほか、審査対象事業年度の施工実績が500万円未満の場合は登録しない	
	管渠更生工事	一般土木工事に登録のない者は登録しない	
		必要機材(高圧洗浄車・管渠調査用TVカメラ搭載車)を保有しない者は登録しない	
		審査対象事業年度施工実績又は平均(2年又は3年)施工実績がいずれも500万円未満の場合は登録しない	
	納税状況	滞納がある者の入札参加資格を認めない	
	社会保険料納付状況	滞納がある者の入札参加資格を認めない (社会保険に加入すべき者が未加入のときは、滞納と同様であるとみなす)	
	品質マネジメントシステム(ISO 9001)認証取得状況	認証取得している場合は加点	10点
	①環境マネジメントシステム(ISO 14001)認証取得	①を認証取得している場合は加点	10点
	②環境マネジメントシステム(エコアクション21)認証取得	②を認証取得している場合は加点	10点
③あきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)認証取得状況 ※①～③のいずれか	③を認証取得している場合は加点 ※①～③の重複加点は行わない	5点	
①労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)認証取得 又は ②建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)認証取得状況	①を認証取得している場合は加点	10点	
	②を認証取得している場合は加点 ※①と②の重複加点は行わない	10点	
建設キャリアアップシステム(CCUS)登録状況	事業者登録している場合は加点	10点	

主観的事項	①災害時対応に係る社会的貢献の活動実績状況（注1）	①の活動実績が有る場合は加点	5点
	②秋田市(上下水道局含む。)との災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況（注2）	②の協定を締結している場合は加点 ※①と②の重複加点は行わない	2点
	秋田市消防団協力事業所の認定状況	事業所認定が有る場合は加点	5点
	障がい者の雇用状況（注3）	障がい者雇用が有る場合は加点	5点
	秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業における加点対象者認定状況	認定が有る場合は加点	5点
	次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定状況	企業認定が有る場合は加点	5点
	保護観察対象者等の協力雇用主としての状況	①に該当する場合は加点	5点
	①協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を雇用 ②協力雇用主として登録（注4）	②に該当する場合は加点 ※①と②の重複加点は行わない	3点
エイジフレンドリーパートナーとしての登録状況	登録が有る場合は加点	5点	

※ 注意事項

(注1) 災害時対応は、申請日前過去5年間に、秋田市内の施設等において、無償又は有償を問わず、次の活動実績について、行政機関や公共的団体等からの認定(証明)を受けたものを加点対象とする。

- ① 災害発生時の公共管理施設への緊急出動
- ② 災害発生時の物資の調達・運搬等の支援
- ③ 防災パトロールへの協力
- ④ 緊急時・災害時の活動実績

(注2) 秋田市(上下水道局を含む。)と個別又は組合もしくは協会等の団体との協定の締結。

(注3) 障がい者とは、次の手帳の交付を受けている者をいう。

- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に基づく療育手帳

障がい者の雇用状況は、1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用されている場合に加点対象とする。

(注4) 保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者をいう。

協力雇用主とは、保護観察中であること等を承知した上で雇用に協力する事業主をいう。保護観察対象者等の雇用は、雇用期間が1年以上ある場合に加点対象とする。

技術者保有条件

(別表2)

工 種	技術職員の資格等	人 数
一般土木	1級・2級土木施工管理技士(土木) 1級・2級建設機械施工管理技士(第1種から第6種まで)	2人以上
建築一式	1級・2級建築士 1級・2級建築施工管理技士(建築)	
電 気	1級・2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 電気工事士	
管	1級・2級管工事施工管理技士	
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級・2級建築施工管理技士(躯体)	
路面表示	路面標示施工技能士	
一般塗装	1級・2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級・2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級・2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)	
造 園	1級・2級造園施工管理技士	
舗 装	1級・2級土木施工管理技士(土木) 1級・2級建設機械施工管理技士(第1種から第6種まで)	
水道施設	経審技術職員区分 1級・2級・その他	2人以上、 かつ配水管技能者1人以上
防 水	経審技術職員区分 1級・2級・その他	2人以上、 かつ防水施工技能士1人以上
解 体	1級・2級土木施工管理技士(土木)(注1) 1級・2級建築施工管理技士(建築・躯体)(注1) 解体工事施工技士	1人以上
管渠更生 (注2)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(=第二種酸素欠乏危険作業主任者)	1人以上
吹 付	経審技術職員区分 1級・2級・その他	2人以上
内装仕上		
機械器具設置		
電気通信		
さく井		
建 具		
清掃施設		

※技術者保有条件の審査基準日は、本市に入札参加資格審査申請書を提出した日とする。

※各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する「技術士」も人数に含めてよい。

※「舗装施工管理技術者」「配水管技能者」「解体工事施工技士」「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」「防水施工技能士」については、その資格保有者が工種ごとに必要とされる他の資格を取得している場合には、同一人の名で重複計上しても差し支えない。

※配水管技能者とは、(社)日本水道協会により取得した資格をいう。

(注1)平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。

(注2)管渠更生工事の登録については、本市の一般土木工事に登録されることが前提条件となる。

(記入例)

(様式1-1)

建設工事入札参加資格審査申請書

令和 8 年 4 月 1 日

(宛先) 秋田市長

許可番号 国土交通大臣 般 7 - 第 09999 号
 秋田県知事 特
 許可年月日 令和 7 年 10 月 1 日

更新業者は業者番号を記入してください。

※新規業者は記入しないでください。

業者番号※ 0 0 0 0 0 9 9 9 9 9

フリガナ	アキタシケンセツ(カ)										
業者名	秋 田 市 建 設 株 式 会 社										
フリガナ	アキタ タロウ					フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク				
代表者名	秋 田 太 郎					肩書名	代 表 取 締 役				
フリガナ	アキタシサンノウ1-1-1										
住所	秋 田 市 山 王 一 丁 目 1 番 1 号										
郵便番号	010 - 8560			電話番号	863 - 2222		FAX番号	863 - 7284			
e-mailアドレス	ro-fncn@city.akita.akita.jp										

秋田市で行われる建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和4年度から、完成工事高が500万円以上の工種について申請できるようになりました。

【申請工種】申請する工種について、申請欄に○をすること。
 ただし完成工事高が500万円未満の工種は申請できません。

工種名	申請	総合評価値(P)	完成工事高(千円)	技術職員数(人)			市必須
				1級	2級	その他	
1 一般土木工事	○	土木とび 700	10,500	2	1		
2 建築一式工事							
3 吹付工事		とび					
4 電気工事							
5 管工事							
6 鋼構造物工事				舗装施工管理技術者の人数を記入			
7 舗装工事							
8 一般塗装工事				路面標示施工技能士の人数を記入			
9 路面表示工事		塗装					
10 機械器具設置工事				担当者名、所属部署、連絡先を必ず記入してください。			
11 電気通信工事							
12 造園工事	○	721	21,000	2	2		
13 さく井工事				配水管技能者の人数を記入			
14 水道施設工事				防水施工技能士の人数を記入			
15 防水工事							
16 内装仕上工事							
17 建具工事				解体工事施工技士、登録解体工事修了者等の人数を記入			
18 清掃施設工事							
19 解体工事	○	682	7,210				2
20 管渠更生工事	◇	土木					

◇「1 一般土木工事」に登録していること。

取引金融機関(振込口座)

金融機関名	〇〇〇銀行						
支店名	☆☆☆支店						
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他						
口座番号	右詰で記入すること						
フリガナ	アキタシケンセツ(カ)						
口座名義人	秋田市建設株式会社						

審査基準日	令和 7 年 9 月 30 日
有効期間満了日	令和 9 年 4 月 29 日
※審査基準日より1年7ヵ月後の前日	

担当者氏名	秋田 次郎
所属部署	営業課
連絡先TEL	863 - 2222
(申請代理人・作成行政書士) TEL	

印

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(=第二種酸素欠乏危険作業主任者)の人数を記入

(様式1-2)

主観点算出基準審査項目

①	品質マネジメントシステム(ISO9001)認証取得	<input checked="" type="radio"/> 有	無	10点	
②	環境マネジメントシステム(ISO14001)認証取得	有	<input checked="" type="radio"/> 無	10点	
	環境マネジメントシステム(エコアクション21)認証取得	<input checked="" type="radio"/> 有	無	10点	
	あきた環境優良事業所(ステップ2)認定	有	<input checked="" type="radio"/> 無	5点	
	のいずれか				
③	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)認証取得	有	<input checked="" type="radio"/> 無	10点	
	又は 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)認証取得	<input checked="" type="radio"/> 有	無	10点	
④	建設キャリアアップシステム(CCUS)登録状況	有	<input checked="" type="radio"/> 無	10点	
⑤	災害時対応に係る社会的貢献の活動実績の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	5点	
	又は 災害発生時の復旧等活動に関する協定締結の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	2点	
⑥	秋田市消防団協力事業所認定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	5点	
⑦	障がい者雇用の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	5点	
⑧	秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業における加点対象者認定の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	5点	
⑨	次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	5点	
⑩	協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を雇用	有	<input checked="" type="radio"/> 無	5点	
	又は 協力雇用主として登録	有	<input checked="" type="radio"/> 無	3点	
⑪	エイジフレンドリーパートナー登録の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	5点	
					合計
					40点

(提出書類)

- ① … 品質マネジメントシステム(ISO9001)を認証取得していることが確認できる書類の写し
- ② … 環境マネジメントシステム(ISO14001)を認証取得していることが確認できる書類、環境マネジメントシステム(エコアクション21)を認証取得していることが確認できる書類、又は、あきた環境優良事業所(ステップ2)に認定されていることが確認できる書類のいずれかの写し
- ③ … 労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)を認証取得していることが確認できる書類の写し、又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)を認証取得していることが確認できる書類の写し
- ④ … 建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録していることが確認できる書類の写し
- ⑤ … ア 災害時対応は、申請日前過去5年間に、秋田市内の施設等において、無償又は有償を問わず、次の活動実績について、行政機関や公共的団体等からの認定(証明)を受けたものを加点対象とする。
(ア) 災害発生時の公共管理施設への緊急出動
(イ) 災害発生時の物資の調達・運搬等の支援
(ウ) 防災/ハザードへの協力
(エ) 緊急時・災害時の活動実績
提出書類は、企業の災害時対応に係る社会的貢献の実績申請書(※様式2)および対応状況写真等
イ 災害発生時の復旧等活動に関する協定の締結を確認できる書類の写し
ただし、組合又は協会等の団体として秋田市(上下水道局を含む。)と協定を締結している場合は不要
- ⑥ … 秋田市消防団協力事業所又は総務省消防庁消防団協力事業所の表示証明書もしくは表示証交付書の写し
- ⑦ … 障がい者とは、次の手帳の交付を受けている者をいう。
・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳
・療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に基づく療育手帳
障がい者の雇用状況は、1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用されていることを加点対象とする。
提出書類は、1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用されていることを確認できる書類(雇用保険被保険者証等)の写しおよび身体障害者等手帳の写し
- ⑧ … 秋田県から通知される「男女共同参画職場づくり事業に係る確認について(通知)」の写し
- ⑨ … 次世代育成支援対策推進法に基づく企業に認定されていることが確認できる書類の写し
- ⑩ … 秋田保護観察所が発行する証明書(原本)
- ⑪ … 秋田市エイジフレンドリーパートナー登録証の写し

(様式2)

企業の災害時対応に係る社会的貢献の実績申請書

業者名: ●●●●株式会社

該当項目	過去5年間の災害時対応に係る社会的貢献 <input type="radio"/> (1) 災害発生時の公共管理施設への緊急出動 <input type="radio"/> (2) 災害発生時の物資の調達・運搬等の支援 <input type="radio"/> (3) 防災パトロールへの協力 <input checked="" type="radio"/> (4) 緊急時・災害時の活動実績
	※該当する項目に <input checked="" type="radio"/> 印を記入してください
場所	●●
施設名	●●
対応日時	●●
対応実施時の 事前連絡先	●●
対応内容 (具体的に)	●●
対応状況写真等	<input checked="" type="radio"/> 有り <input type="radio"/> 無し

【災害時における社会的貢献活動証明欄】

上記申請内容に相違なく、当該災害時の活動が地域住民の生活に貢献するものであったことを証明します。	
証明者	(所属・役職名) ●● (氏名) ●●●●
(証明する方が自署してください)	(電話番号) ●●●-●●●●

注1: 災害時対応は、申請日前過去5年間に、秋田市内の施設等において、無償又は有償を問わず、行政機関や公共的団体等からの認定(証明)を受けた活動実績を加点対象とする。

注2: 場所は、対応した箇所付近の住所を記載すること。

注3: 施設名は、対応した施設、道路、河川、急傾斜地等の具体的な名称を記載すること。

例) 市道〇〇線、普通河川〇〇川

注4: 対応の具体的な内容

例) 通行不能箇所の封鎖、交通誘導、崩土の除去、規制看板等の設置などに関して、対応内容および対応した人数、機械、資材等について具体的に記載すること。

注5: 対応状況について

対応状況写真等を添付すること。

(様式3-1)

技 術 職 員 名 簿

商号又は名称 秋田市建設(株)

(入札参加資格申請用)

	氏 名	フリガナ	生年月日	資 格	資 格	資 格	資 格	監理	保有業種
1	秋田 太郎	アキタ タロウ	昭和20年1月1日	1級土木施工管理技士	1級建築施工管理技士	1級管工事施工管理技士	1級造園施工管理技士	有	
2	秋田 次郎	アキタ ジロウ	昭和23年2月2日	1級建設機械施工管理技士	2級建築(躯体)	鋼橋塗装1級技能	建築塗装1級技能	有	
3	中通 三郎	ナカドリ サブロウ	昭和30年3月3日	1級電気工事施工管理技士	第1種電気工事士	イ該当(3・5年)		有	機械
4	南通 四郎	ミナミドオリ シロウ	昭和33年4月4日	2級土木(土木)	2級建築(建築)	第2種電気工事士	ロ該当(10年)	無	通信
5	川尻 五郎	カワシリ ゴロウ	昭和44年5月5日	2級土木(鋼構)	2級建築(仕上)	路面表示施工	2級舗装施工管理	無	
6	塩口 六郎	シオグチ ロクロウ	昭和55年6月6日	2級建築士	防水施工1級技能			無	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

※申請工種に関わる資格を記入してください。

※実務経験による資格の場合は、資格欄にイ該当(3・5年)又はロ該当(10年)等と記載の上、保有業種欄に資格の種類がわかるように記載してください。

※2級土木工事施工管理技士又は2級建築施工管理技士については、それぞれの種別(土木・鋼構造物塗装・薬液注入又は建築・躯体・仕上げ)を記載してください。

(様式3-2)

市 必 須 技 術 職 員 名 簿

(昭和20年1月1日生の場合)

商号又は名称 秋田市建設(株)

氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日 (1ケタめに大正は2、昭和は3、平成は4と記入)							住所 (市町村)	合格証・免許証等の名称
		3	2	0	0	1	0	1		
アキ タロウ	秋 田 太 郎	3	2	0	0	1	0	1	秋田市	舗装施工管理技術者
〃	〃								〃	路面標示施工技能士
〃	〃								〃	登録解体工事講習修了証
アキ ジロウ	秋 田 次 郎	3	2	3	0	2	0	2	〃	配水管技能者
〃	〃								〃	解体工事施工技士
ナカド リ 三郎	中 通 三 郎	3	3	0	0	3	0	3	〃	1級土木施工管理技士 (H28.6.1取得)
〃	〃								〃	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
ミナト リ シロウ	南 通 四 郎	3	3	3	0	4	0	4	〃	配水管技能者
カワ シゴロウ	川 尻 五 郎	3	4	4	0	5	0	5	〃	舗装施工管理技術者
シオガチ ロウロウ	塩 口 六 郎	3	5	5	0	6	0	6	潟上市	防水施工技能士 (アスファルト防水)
ツバキ シロウ	樫 七 郎	3	2	2	0	7	0	7	男鹿市	防水施工技能士 (シーリング防水)

※この様式には「建設工事入札参加資格審査申請書」の技術職員数「市必須」欄に該当する技術者を記載すること。

(様式4)

その他職員名簿

(入札参加資格申請用)

	氏名	フリガナ	生年月日	住所(市町村)	業務区分
1	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

記載要領

- 1) 技術職員名簿に記載した職員以外の職員について、兼業職員を含めて全員記入してください。
- 2) 業務区分欄は、次のとおり記入してください。
 - ・役員 … 当該役職名
 - ・建設業に従事する職員 … 実際に行っている業務(営業、経理、技術職員、作業員等)
 - ・兼業事業に従事する職員 … 「兼業」

(様式5)

宣 誓 書

(宛先)秋田市長

当社は、従業員の個人市民税および個人県民税にかかる特別徴収義務者ではありません。

上記に相違ありません。

令和〇年〇〇月〇〇日

申請者 商号・名称 □□□□□□□□

代表者名 △△△△△ □□ □□

※ 従業員が個人ごとに、個人市民税および個人県民税を納めている場合は、本宣誓書を作成の上、入札参加資格審査申請書と一緒に提出してください。

※ 本宣誓書は、入札参加資格審査のみに使用されます。

(様式6)

誓 約 書

(宛先)秋田市長

当社は、秋田市建設工事入札参加資格審査申請にあたり、資格審査申請要領を遵守し、一切の虚偽の申請がないことを誓約します。

令和〇年〇〇月〇〇日

申請者 商号・名称 □□□□□□□□

代表者名 △△△△△ □□ □□